

認定農業者になりませんか



1 認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に示された農業経営を目指し、自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」が市町村に認定された農業者のことです。

2 主な支援措置

認定農業者になることで、計画達成に向けた取り組みに対して、以下の支援措置があります。
(令和7年4月現在)

経営所得安定対策	
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産・販売する農業者の経営安定のための交付金です。 ＜対象農作物＞ 麦、大豆、そば、なたね
米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)	米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険制度です。 ＜対象農作物＞ 米、麦、大豆
融資	
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	日本政策金融公庫が融資する、農業経営改善計画の達成に必要な長期低利資金(農業経営用施設・機械の取得など)です。農地取得も対象となります。貸付限度額が大きく償還期間が長期にわたるなど、大規模な投資に向いています。
農業近代化資金	農業者が、経営改善を図るために必要な資金(ハウス等施設の整備、農機具等の購入など)を円滑に調達できるようにする県の制度融資です。県や市が利子補給を行うため、農協等を通じて低い利率で融資を受けられます。

3 認定農業者になるには

加須市の認定基準にそった「農業経営改善計画書」を作成し、認定を受ける必要があります。申請様式は担当課窓口で配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

参考：加須市の認定基準

目標年度（5年後）の主たる従事者一人当たりの 年間農業所得 560万円程度
年間労働時間 1,800時間程度

※上記のほか、経営を改善する取り組みが記載されているか、目標の達成見込みがあるか等を市及び第三者機関により確認し、認定となります。

詳しくは



＜担当課＞	加須市役所	経済部農業振興課	0480-62-1111
	騎西総合支所	農政建設課	0480-73-1111
	北川辺総合支所	農政建設課	0280-61-1206
	大利根総合支所	農政建設課	0480-72-1321

へご相談ください。